

別表第2（第14条関係）

（昭41条例32・昭42条例28・昭45条例32・昭52条例32・昭55条例34・昭55条例39・昭56条例26・昭61条例39・平5条例18・平10条例16・平16条例7・平26条例1・平31条例1・一部改正）

種別	金額		
	ア	イ	
着陸料	1 ターボジェット発動機を装備する航空機については、着陸1回ごとに、次に掲げる金額の合計額		
	(1) 航空機の重量を次の各級に区分して順次に各料率を適用して計算した金額の合計額		
	25トン以下の重量については、1トンごとに	1,210円	1,100円
	25トンを超え100トン以下の重量については、1トンごとに	1,650円	1,500円
	100トンを超え200トン以下の重量については、1トンごとに	1,870円	1,700円
	200トンを超える重量については、1トンごとに	1,980円	1,800円
	(2) 航空機の騒音値を相加平均して得た値（当該値に1EPNデシベル未満の端数があるときは、当該端数は、1EPNデシベルとして計算する。）から83EPNデシベルを減じた値1EPNデシベルにつき	3,740円	3,400円
	2 ターボジェット発動機を装備する航空機以外の航空機については、着陸1回ごとに、航空機の重量を次の各級に区分して順次に各料率を適用して計算した金額の合計額		

	(1) 6トン以下の航空機については、当該重量に対し	1,100円	1,000円
	(2) 6トンを超える航空機		
	6トン以下の重量については、当該重量に対し	770円	700円
	6トンを超える重量については、1トンごとに	649円	590円
停留料	停留時間24時間までごとに、航空機の重量を次の各級に区分して順次に各料率を適用して計算した金額の合計額		
	(1) 23トン以下の航空機		
	3トン以下の重量については、当該重量に対し	891円	810円
	3トンを超え6トン以下の重量については、当該重量に対し	891円	810円
	6トンを超え23トン以下の重量については、1トンごとに	33円	30円
	(2) 23トンを超える航空機		
	25トン以下の重量については、1トンごとに	99円	90円
	25トンを超え100トン以下の重量については、1トンごとに	88円	80円
	100トンを超える重量については、1トンごとに	77円	70円

備考

- 1 「重量」とは、航空機の最大離陸重量をいう。
- 2 重量が1トン未満であるときは1トンとし、重量が1トンを超える場合において1

トン未満の端数があるときは、当該端数は、1トンとして計算する。

- 3 「航空機の騒音値」とは、国際民間航空条約（昭和28年条約第21号）の附属書16に定めるところにより測定された離陸測定点と進入測定点における航空機の騒音値（当該騒音値のない航空機にあつては、当該航空機について、その製造国の政府機関の公表しているこれに準ずる騒音値）をいう。